

8月から

町税・保険料・使用料など

休日も役場窓口で

納められます！

町では、仕事等の都合で、町税をはじめ各種保険料・使用料等を平日に納付できない方のために、8月から、次のとおり休日にも日直が対応することになりましたので、ご利用くださいますようお願いいたします。

□取扱う公金（11種類）

- ・町県民税、固定資産税、軽自動車税、国民健康保険税【税務課】
- ・介護保険料、町営住宅家賃、保育料【保健福祉課】
- ・農業集落排水使用料、駅前駐車場使用料【産業振興課】
- ・学校給食費、学童保育料【学校教育課】

のないようにお願いいたします。

- ② 納付書がない場合は、事前に各担当課にご連絡いただければ、窓口にご利用いただけます。

③ 取扱いは日直が行いますので、納付内容等についてのお問合せや納付相談に応じることはできません。

□取扱い場所

横芝町役場一階窓口（日直）

□取扱い時間

土・日・祝日の午前9時～午後5時

□取扱いにあたっての注意

- ① 取扱いは時間内に、納付書を窓口を持参し、つり銭

※町税・保険料・使用料等

（駅前駐車場使用料を除く。）の納付は、金融機関に行く手間が省け、納め忘れのない「口座振替」の利用をおすすめします。

交通災害共済

家族そろって加入しましょう!!

交通災害共済は、住民一人ひとりが会費を出し合い相互扶助の立場に立って、交通事故の被害者に見舞金をおくり救済しようとする制度です。「車社会」の今、万一の事故に備えて家族で加入しましょう。



請求に必要な書類

必要な書類	戸籍簿	身体障害者診断書	身体障害者手帳	死亡診断書又は死体検案書	診断書（交通災害共済用）	交通事故証明書等	会員証（集团会員は不要）
傷害					○	○	○
死亡				○			○
身障			○				○
交通遺児	○			○			○

▼申込と受付

各地区の総務員さんを通じ、パンフレットと申込書が配布されますので、会費を添えて総務員さんに申し込んで下さい。

なお、総務員さんへの申込が遅れた場合は、8月31日(水)までに役場総務課へ申し込んで下さい。

▼期間と会費

共済期間は、9月1日から翌年の8月31日までの1年間で、会費は700円です。（途中加入もできます）

▼事故の届出

事故に遭ったときはすぐに警察に届け出て、後日、交通事故証明書を発行してもらえらるようして下さい。

▼見舞金

死亡………150万円
 ・傷害………2～50万円（治療実日数に応じた額）

※身体障害（1・2級）になつてしまったときは、傷害見舞金のほかに50万円が、また、死亡した会員に遺児がいた場合、一人につき10万円が支給されます。